

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 2.1-「金利指標改革の直接の結果として要求されている」とは

質問

銀行間取引金利(IBOR)に関する救済措置の一部は、金利指標改革の「直接の結果」として要求される契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更、または「金利指標改革によって要求される」(それ自体が、IFRS第9号第5.4.7項(a)に記載されている「直接の結果」である必要がある)変更であることを条件としています。

金利指標改革の「直接の結果」として要求される契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更とはどのような変更でしょうか。

回答

IFRSは、金利指標改革の直接の結果である変更の例を具体的に示していません。したがって、判断が要求される可能性があります。また、要求される変更は、契約の種類(例えば、ローン、デリバティブまたはリース)によって異なります。次は、一般的に金利指標改革の直接の結果である可能性のある変更の例です。

- 既存のIBORベースの指標金利から代替的な指標金利への置換え*
- 既存のIBORベースの指標金利と新しい代替的な指標金利との間のベースス差異を補償するための固定スプレッドの追加
- 適用される金利の計算方法の変更(例えば、新しい方法では、単なる気配金利(Quoted rate)ではなく翌日物指標金利の日次複利平均として金利が計算される場合)
- 代替的な指標金利への置換えから生じる、金利改定期間、金利改定日、日数計算、利払日または支払日の間の日数の変更
- 上記のいずれかの項目を対象とするフォールバック条項の追加
- 支払額を決定する際に既存のIBORベースの指標金利を参照する、既存の期限前返済オプションまたは解約オプションの変更
- 既存のIBORベースの指標金利を参照する既存の金利キャップまたは金利フロアの変更
- 既存の「フォールバック」条項の廃止

* 置換えられる指標金利は、従前のIBORレートの合理的な代替金利であり、その変更は金利指標改革の「直接の結果」とであるとみなされる可能性があります(例えば、英ポンド LIBORからイングランド銀行の基準金利への移行は、英ポンド LIBORからSONIAへの移行と同様に、金利指標改革の「直接の結果」とみなされます)。さらに、置換えられる指標金利の期間の流動性が不十分である場合、置換えられる指標金利は、当初のIBORレートと同じ期間を有する必要はありません。例えば、3か月物のIBOR契約について、契約を変更する時点でその期間物が利用できない、または十分な流動性がない場合には、「直接の結果」であるために3か月物の代替的な指標金利に置き換えられる必要はありません。逆に、流動性の高い翌日物の代替的な指標金利が利用可能である場合、3か月物のIBORレートから5年物の代替的な指標金利への移行は、合理的な代替金利とはみなされません(すなわち、金利指標改革の直接の結果とはみなされません)。

次の変更は、一般的に、金利指標改革の直接の結果ではありません。

- 想定元本額または満期日の変更
- 金融商品の仕組みの変更(例えば、ターム・ローンからリボルビング融資枠への変更)
- 新規の金利キャップやフロアの追加または既存の金利キャップやフロアの廃止
- 新規の期限前償還オプションもしくは転換オプションの追加、または既存の期限前返済オプションまたは転換オプションの削除
- 商品価格に連動する支払など金利指標と関連しない基礎となる参照金利を含めるような変更
- 当初の相手方と関係のない契約当事者への変更
- 契約の通貨の変更

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.